

# けいかん

じんけんぶんか む  
～人権文化のまちづくりに向けて～



どこまで飛んで  
いったかな？



かみふうせん  
紙風船



けいせんしょうがっこう ねんせい  
桂川小学校3年生

てがみ いっしょ  
手紙と一緒に  
ひまわりの種を  
飛ばしたんだよ！



## もくじ

## ひまわりの種飛ばし

- はじめに ..... 1
- 福岡県同和問題啓発強調 月間「啓発動画」 ..... 2、3
- 人権週間の取り組み、桂川町市民講座「人権講演会」... 4、5、6
- 桂川町人権・同和問題啓発強調月間の取り組み、  
人権週間(人権啓発パネル展) ..... 7
- 人権に関する三法 ..... 8、9
- 桂川町部落差別の解消の推進に関する条例 ..... 10



おうづかさうしよくこぶん  
王塚装飾古墳マスコット  
キャラクター  
みらい  
未来ちゃん

# はじめに

すべての人は生まれながらにして自由・平等であり、人間として大切にされる人権という権利をもっています。人権が尊重される社会をつくっていくためには、人権問題について正しく知り、身近な問題として考え、行動していくことが大切です。

この啓発冊子「けいかん」は、本町で開催されている各種啓発事業等を紹介していましたが、新型コロナウイルス感染症の影響で、昨年同様に延期や中止となりました。開催された事業としては7月の福岡県同和問題啓発強調月間に併せた「人権啓発動画」の作成と「人権啓発パネル展」、12月の人権週間に開催した「街頭啓発」「人権講演会」及び「人権啓発パネル展」等を掲載しています。



桂川小学校 (6月7日)



(8月26日)



(10月25日)

## じんけんの花運動

主に小学生を対象に児童が協力して花を育てることにより、生命の尊さを実感する中で、豊かな心をはぐくみ、やさしさと思いやりの心を体得してもらうことを目的としています。

福岡県内においては、「ひまわり」の花言葉（献身）が「人権」のイメージに合っているという理由等により人権の花に選ばれています。

鳥栖市や筑後市から手紙が来ました。日田市や菊池市からも電話が桂川小学校にあったそうです。

「来年の春に種を撒いて、花が咲くのを楽しみにしています。絵を書いて送りますね」と連絡がありました。

ようやく  
要約



じんけん 人KENまもる君



じんけん 人KENあゆみちゃん

# 福岡県同和問題啓発強調月間「啓発動画」

2018年からの取り組みとして、7月の「福岡県同和問題啓発強調月間」に併せて、啓発動画を作成しました。

桂川町のホームページとケーブルテレビで放映し、大変好評でした。



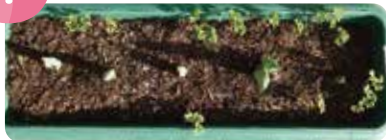
## 啓発動画(チューリップ)

今年のテーマは人権の花を咲かそう



1

令和3年 2月15日



2



3



令和3年 3月8日



令和3年 3月19日



チューリップの芽が出て2ヶ月くらいで満開になったね！



紫・白・オレンジの花が咲き、きれいだな！



けい はつ どう が さくら  
啓発動画(桜)



じんけん まえ  
人権センター前



がつ はつか  
1月20日



がつ か  
3月24日



がつ はつか  
4月20日

かほそ  
嘉穂総合高校



おうじか  
王塚装飾古墳館



だいち  
第一町民グラウンド



わたし ひとり じんけん はな さ  
私たち一人ひとりが、「人権の花」を咲かせ、  
よりよい社会を目指し、思いやりのある  
社会を築いて行きましょう！

けいせんまち さくら めいしょ  
桂川町も桜の名所が  
いっぱいあるね！



けいせんまち じんけん どうわもん だいきょうぎ かい  
桂川町人権・同和問題協議会

# 令和3年度 人権週間の取り組みの紹介

## (1) 人権週間街頭啓発



12月1日、桂川町役場付近をはじめ町内5ヶ所において、街頭啓発を行いました。

この事業は7月の福岡県人権・同和問題啓発強調月間に合わせて行っていたのですが、コロナウイルス感染拡大防止に伴い本年度は12月の人権週間に合わせて行いました。道行く人や車中の人に声をかけ、市民講座「人権講演会」の案内チラシや啓発グッズ(マスク・ウェットティッシュ)を配布しました。



## (2) 桂川町市民講座「人権講演会」 12月5日

「情報×人権」～部落差別を問う～ 講師 組坂 幸喜氏

12月5日住民センターにおいて市民講座「人権講演会」を開催しました。

今回は部落解放同盟筑後地区協議会書記長の組坂幸喜氏を講師に迎え、「情報と人権」～部落差別を問う～という演題で講演をしていただきました。

インターネットによる部落差別の現実、情報化の進展に伴う差別状況の変化を指摘し、その解消に向けた取り組みの強化、これまでの部落差別撤廃に向けた取り組みの課題、「部落差別の現実から深く学ぶ」

この意味を  
考える講演  
でした。



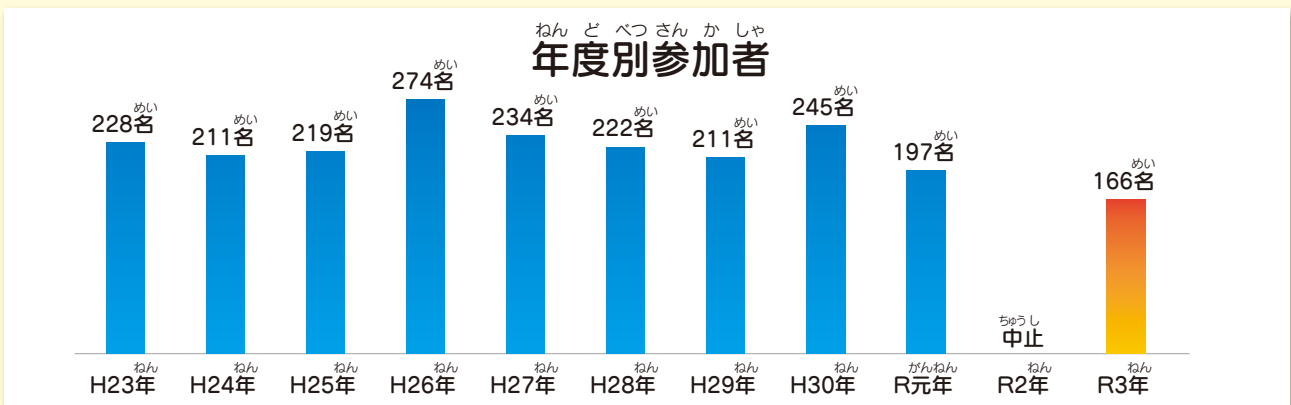
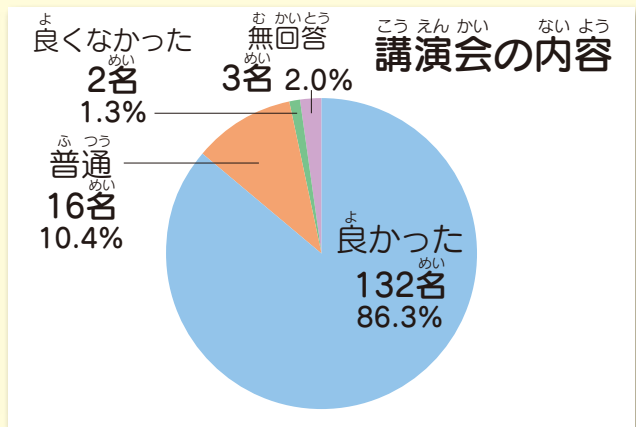
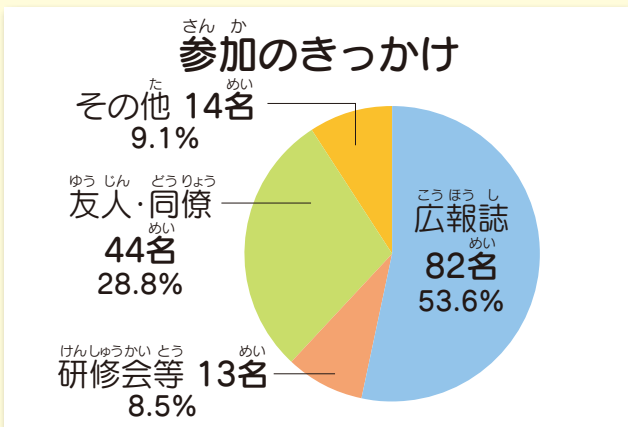
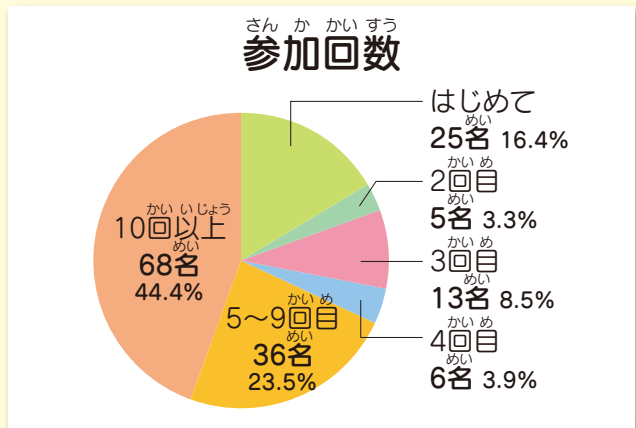
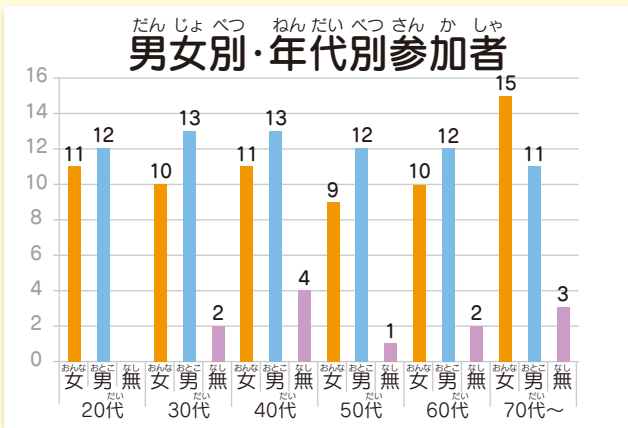
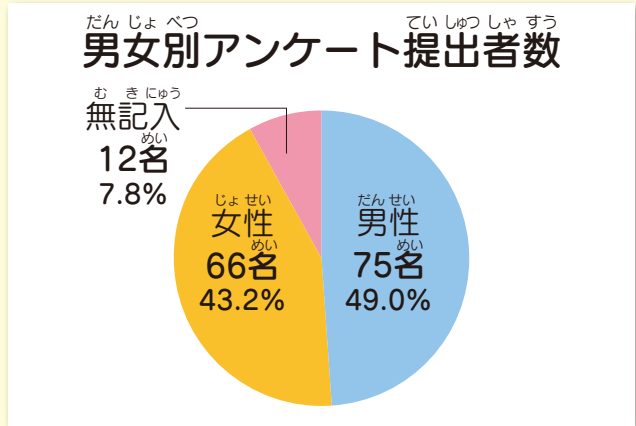
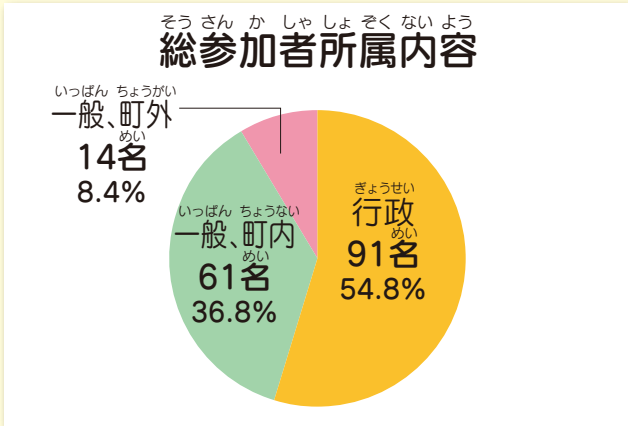
アンケート結果や内容は次ページに掲載しています。

れい わ ねん ど けい せん まち し みん こ う ざ じん けん こ う えん かい  
**令和3年度桂川町市民講座「人権講演会」**

けつ か ぜん たい  
**アンケート結果(全体)**

じょう ほう じん けん くみ さか こ う き し れい わ ねん がつ いつか  
**「情報×人権」 組坂 幸喜氏 令和3年12月5日**

さん か しゃ すう  
**参加者数**  
 166名  
 アンケート提出者  
 153名



# 令和3年度 桂川町市民講座「人権講演会」



## ～ 内容・アンケート紹介 ～



今年度の人権講演会において、講師の組坂幸喜さんは、インターネット上で実際に起こっている陰湿な差別について具体的な話をされました。大事なことは、誤情報や二重情報に惑わされないことであって、取り込んだ情報を正しく理解する能力が大切です。

また、インターネット上では多数派に向けての情報発信になりがちであり、少数派の人々を見落とさないために、正しい知識を身に付けて、潜在的な思い込みや偏見に気づいていくことの大切さを語られました。これは人権問題についても同じであり、差別をするような人間になりたくない、なっちはいけないという意識を持って、差別の現実を学び、自らの認識と行動を問い続けることが大切です。

会場にいる方も組坂さんの丁寧な語りに聞き入っていたのではないのでしょうか。

たくさんの感想をいただきました。その一部を紹介します。

- 資料など使って説明が分かりやすかった。今日のような分かりやすい、ためになる講師の先生の話を知りたい。
- 差別のおかしさを改めて考えさせられました。気づきが大事でそこから見えてくるものがある。差別を無くす根底には人のやさしさ、学ぶことの大切さを改めて感じました。
- 情報リテラシーについて十分理解できた。インターネット社会の中で、見えなくなっているものがあるということに改めて感じさせられた。今の時代に合った内容だったと思う。人権課題の視野は広がりつつある中、新たな人権課題も出てきている。そのような課題についても、今後お話を聞かせて頂きたいと思う。
- ネットから情報を選択する目と技術が大切だということが良く分かった。  
「学ばないと差別を無くすことはできない」と講師が言われた。参加者が固定されて広がらないという意見があるかもしれないが、講演会や懇談会は続けなくてはいけないと思う。学ぶチャンスを町民に提示してほしいから…。

今回の市民講座「人権講演会」を、今後の人権・同和問題の教育や啓発へつなげる必要があると感じました。

### ※「情報リテラシー」

情報を取り扱ううえでの理解能力、誤った情報や正確でない情報も含めた中から、正しい情報や必要な情報及び情報手段を主体的に選択し、収集活用するための能力と意欲。

アンケートについては、できるだけ原文のまま掲載しています。

7月の桂川町人権・同和問題啓発強調月間の取り組み(7月1日~31日)

① のぼり旗・懸垂幕の設置



町立図書館前



住民センター

アンケートより

東京オリンピック・パラリンピックの年の人権啓発のテーマとして「スポーツにおける人権」をとりあげた意義は大きいと思う。日本型の「根性スポーツ」から抜けることは、子どもたちにとっても大切だ。

② 人権啓発パネル展(輝くスポーツと人権)



役場ロビー 7月1日~15日



町立図書館 7月16日~23日



人権週間(12月4日~10日)

人権啓発パネル展(ネット社会と反差別~理解するためのブックガイド~)選書一覧



住民センター 12月4日~5日



役場ロビー 12月6日~17日



スマイリーキクチさんの「突然、僕は犯人にされた」の本のように、殺人事件の犯人と匿名の集団から書き込まれ、脅迫や仕事先への嫌がらせなど、正義感なのか？暴力なのか？簡単な気持ちで投稿したのが、とんでもないことになっています。改めてSNSの怖さを学びました。



# 人権に関する三法

平成28年に、人権に関する3つの法律が施行されました

## 障害者差別解消法



※ 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律

(平成28年4月1日 施行)

役所や、会社やお店などが、障がいのある人に、障がいを理由に差別することを禁止しています。

また、障がいのある人から、バリア(障壁)を取り除いてほしいと伝えられたとき負担が重過ぎない範囲で対応することが求められています。

互いのその人らしさを認め合いながら共に生きる社会を目指しましょう。



くるま  
車イスの人が自力で飛行機  
の  
に乗ったよね。  
しょう  
障がい者への合理的配慮が  
ひつ  
必要なんだよね!!



●合理的配慮(例)

筆談や読み上げなど、ちょっとした配慮で助かる人がいます。

## ヘイトスピーチ解消法

※ 本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取り組みの推進に関する法律

(平成28年6月3日 施行)

ヘイトスピーチとは、特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動のことで、人としての尊厳を傷つけたり、差別意識を生じさせることになりかねず、許されるものではありません。

ヘイトスピーチをなくし、違いを認め合い、互いの人権を尊重し合う社会を共に築きましょう。



とく  
特定の国の人たちを  
はい  
排除するための活動  
かい  
に会場を貸すことは  
でき  
出来ないよ!



# 部落差別解消推進法



※ 部落差別の解消の推進に関する法律

(平成28年12月16日 施行)

いまだに残る部落差別を解消し、部落差別のない社会を実現することがこの法の目的です。

また、インターネットの普及とともに、部落差別を助長するかなのような悪意に満ちた情報が書き込まれるなどもあり、部落差別を解消し一人ひとりが大切にされる社会の実現が望めます。

そのため国は、部落差別解消のために次の3点を取組むことを明記しています。

- ① 相談体制の充実
- ② 教育・啓発
- ③ 実態調査

(目的)

**第一条** この法律は、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題であることに鑑み、部落差別の解消に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、相談体制の充実等について定めることにより、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現することを目的とする。



国が「部落差別は存在する」と認めたから法律ができたんだね!!



※は三法の正式名称です。

# 桂川町部落差別の解消の推進に関する条例

## （目的）

第1条 この条例は、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴い部落差別の現状が変化していることを踏まえ、日本国憲法及び部落差別の解消の推進に関する法律（平成28年法律第109号）の理念に則り、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題であることに鑑み、必要な事項を定めることにより、部落差別の解消を推進し、部落差別のない桂川町を実現することを目的とする。

## （町の責務）

第2条 町は、国及び県との適切な役割分担を踏まえ、国及び県との連携を図りつつ、部落差別の解消に必要な施策を推進するものとする。

## （町民の責務）

第3条 町民は、相互に基本的人権を尊重するとともに、部落差別を解消するための町の施策に協力し、部落差別の解消に努めるものとする。

## （相談体制の充実）

第4条 町は、国及び県との適切な役割分担を踏まえ、部落差別に関する相談に的確に応じるための体制の充実に努めるものとする。

## （教育及び啓発の充実）

第5条 町は、国及び県との適切な役割分担を踏まえ、部落差別を解消するため、教育及び啓発の充実に努めるものとする。

## （推進体制の充実）

第6条 町は、部落差別の解消に関する施策を効果的に推進するため、国、県及び各種関係団体と連携を図り、推進体制の充実に努めるものとする。

## （調査の実施）

第7条 町は、部落差別の解消に関する施策を推進するため、国及び県が行う部落差別の実態に係る調査に協力するとともに、必要に応じて、部落差別の解消に関する調査を行うものとする。

## （委任）

第8条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

## 附則

この条例は、公布の日から施行する。





# じん けん で まえ こう ざ 人権出前講座

桂川町では、人権問題について講師を派遣し、ご希望のテーマに沿ってより深く人権・同和問題について学んでいただくため「人権出前講座」を実施しています。ぜひ、ご利用ください。

- 対象 おおむね 10 人以上の町民の皆さまが実施する集会や団体  
例：老人会、婦人会、会社、行政区など
- テーマ 「同和問題」「女性問題」「障がい者問題」「高齢者問題」「アイヌの人々」「外国人問題」「ハンセン病回復者問題」など
- 費用 無料です。(会場使用料が必要な場合は申込者負担)

まずは、人権センターにご一報を！

## そう だん し ぎょう 相談事業

ひ みつ げん しゅ  
(秘密厳守)

人権センターでは、人権・同和問題はもちろん、よろず相談(何でも)を受けています。ひとりで抱え込まず話してみませんか。(相談員常駐)  
人権センターで解決できないことは、専門機関に繋がります。

### へん しゅう こう き 〜編集後記〜

今年度も、昨年度に続き新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、10月の人権・同和問題地域懇談会など様々な事業が中止になりました。

そのような状況の中でも、市民講座「人権講演会」は開催時期を12月に延期し、開催することができました。町民の皆さまのご理解・ご協力に感謝いたします。ありがとうございました。

人権同和問題の解決は、一朝一夕に解決できるものではなく、また、結果がすぐに見えるものではありません。コロナ禍においても、人権啓発や学びを止めることの無いよう、「住民の方一人ひとりの人権が保障される町づくり」を目指して、あらゆる人権課題の解決に向けて取り組んでいきたいと考えております。

しん が た かん せん し ょ う かん へん けん さ べ つ  
新型コロナウイルス感染症に関する偏見や差別をなくそう！

た し じ ょ う ほう も と れ い せい こ う どう ね が  
確かな情報に基づき、冷静な行動をお願いします。

と あ さ き じん けん  
問い合わせ先/人権センター ☎0948-65-1187 fax0948-65-5004

メールアドレス rinpokan@town.keisen.fukuoka.jp

ホームページ http://www.town.keisen.fukuoka.jp/